

よくあるご質問

Q1

誰が届出をすることができますか。

名のフリガナは各人が届け出ることができますが、氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出をすることとなります。また、未成年の子の場合は親権者が届出することとなりますが、15歳以上の子は本人が届出をすることもできます。

Q2

私の名前は「京子」ですが、通知には「キョウコ」と記載されています。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。

正しいフリガナは小さい「ヤ」「ユ」「ヨ」「ツ」等であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しいフリガナで届出をするようお願いします。

Q3

赤ちゃんが生まれたときや日本国籍を取得したとき、戸籍のフリガナはどうなりますか。

令和7年5月26日の制度開始以降、出生や帰化等によって新たに戸籍に記載される方については、出生届や帰化届の届出時に併せてそのフリガナを届け出ることとなります。

Q4

届出することができないフリガナはありますか。

氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」との規律が設けられました。

詳しくはこちら



Q5

届出をした後に気をつけることはありますか。

届け出たフリガナが他の行政手続(年金やパスポート)等で既に使用しているフリガナと異なる場合は、変更手続きが必要となることがあります。

詳しくはこちら



詐欺にご注意！



フリガナの届出に手数料はかかりません！

フリガナの届出をしなくても罰則はありません！

詳しくはこちら



戸籍に氏名のフリガナが記載されます

フリガナの通知ハガキを必ず確認してください



令和7年5月26日から、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まりました。本籍地の市区町村から、「**戸籍に記載されるフリガナの通知書(ハガキ)**」が郵送されます。発送時期は市区町村により異なります。

ハガキの中のフリガナを2箇所確認してください

1 氏(苗字)のフリガナ
はこちらを確認

2 名(お名前)のフリガナ
はこちらを確認

同じ戸籍に入っている方のお名前もご確認をお願いいたします。

確認する際はここに注意！

「ヤ・ユ・ヨ・ツ」等の小文字、大文字は正しいか ○ キンジョウ アツコ ✕ キンジョウ アツコ

濁点があるかないか ○ アラカキ シロウ ✕ アラガキ シロウ

正しいフリガナだった場合…

何もしなくて大丈夫です！

正しいフリガナが通知された場合は届出をしなくても戸籍に記載されるから安心！届出は不要です。

※ **令和8年5月26日以降**、通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。

誤ったフリガナだった場合…

届出をお願いします

令和8年5月25日までに、3つのうちのいずれかの方法で届出をお願いします。

- マイナポータル
- 市区町村窓口
- 郵送

お問い合わせ

制度趣旨等、一般的な問合せ

法務省コールセンター
TEL/0570-05-0310
受付期間/令和7年5月26日～令和8年5月26日
受付時間/8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)

マイナポータルによる届出の操作等に関する問合せ

マイナポータル総合フリーダイヤル
TEL/0120-95-0178
受付時間/平日 9:30～20:00
土日祝日 9:30～17:30(年末年始を除く)

通知内容に関する具体的な問合せ

与那原町役場住民課(戸籍係)
TEL/098-945-2072
受付時間/9:00～16:30(土日祝日・年末年始を除く)